

夏の青少年健全育成運動

地域ぐるみで声掛けや交流

八月三十一日 まで夏の青少年健全育成運動が実施されます。家庭や地域社会で一体となり、青少年の豊かな人間性をはぐくむ取り組みを推進しましょう。

「地域のみんなで子どもの社会的自立を育もう」を目標に、夏



地域活動を通じて豊かな人間性を（鳥羽町スポーツ大会）

しょう。

みんなで広げよう、「あいさつ運動・声掛け運動」

あいさつは人と人をつなぐ「懸け橋」です。大人から進んであいさつしたり、褒める、認める、感謝する言葉を掛けたりすることで、子どもとの関係が深まります。

地域や自然の中で

地域や自然の中でいろいろな人との交流や体験活動を通して人間関係のあり方を学び、思いやりや奉仕の心など、豊かな人間性をはぐくみましょう。

豊かな成長願う

標語と絵画を募集

「前橋の子どもを明るく育てるための標語・絵画」を募集。夏の青少年健全育成で推進しているあいさつ・声掛け運動や次のサブテーマで応募してください。

サブテーマ① 小学生「良いことをすすんでする子になろう」「明るく元気な子どもになろう」中学生「社会の一員として自覚を持って行動できる人になろう」

受けていない人は相談しましょう

児童扶養手当の手続きを

次に該当する人で、まだ児童扶養手当を受けていない人は、児童家庭課へご相談ください。

なお、偽りや不正な手段によって手当を受けたときは、法令で罰せられることがあります。

対象① 満十八歳の3月31日まで（障害のある人は満二十歳未満）で、次の①のいずれかの状況にある児童を養育している母または親族など。

① 父母が婚姻（内縁関係を含む）を解消した ② 父が死亡した ③ 父が重度の障害（国民年金の障害等級一級程度） ④ 父の生死が明らかでない ⑤ 父が

一年以上遺棄されている ⑥ 父が法令によって引き続き一年以上拘禁されている ⑦ 母が婚姻によらないで妊娠した

受けられない人

母や養育者などがほかの公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給している 所得が基準額を超える 児童が児童福祉施設へ入所している。

児童扶養手当を受給中（支給停止者も含む）の人

⑧ 八月に現況届を提出してください。該当する人には通知しますので、期間内に児童家庭課へ。

⑨ 問い合わせは同課 890 6277へ。



昨年の市長賞受賞作品

⑩ 「非行に走らず健全な生活をしよう」 ⑪ 一般「青少年を健全に育てる明るい家庭をつくらう」⑫ みんなの力で青少年を守り育てる地域をつくらう」

規格① 標語 応募用紙に記入 ② 絵画 四つ切りの画用紙を使用。画材は自由。作品に標語などは記入しない。裏面に応募用紙を張り付ける ③ 申し込み 9月2日までに一中・五中地区は各中学校

それ以外は各公民館へ直接、応募用紙も置いてあります。④ 問い合わせは青少年課 31 5138へ。